事故危険箇所の概要

事故危険箇所とは、これまでの交通事故の分析を行い、交通事故が多い箇所や事故の危険性が高い箇所において重点的に交通事故を減らすための取組みを行う箇所のことです。

事故危険箇所の抽出基準および大阪府内における事故危険箇所は下記のとおりです。

抽出基準人(事故率による抽出)

過去4年(H19~H22)で下記3点全てに該当する箇所

- 死傷事故率 100 件/億台キロ以上
- ・重大事故率 10件/億台キロ以上
- 死亡事故率 1 件/億台キロ以上

抽出基準B

地域の課題や特徴を踏まえ、特に緊急的、集中的な対策が必要な箇所





道路管理者	抽出基準A 選定箇所	抽出基準B 選定箇所	合 計
大 阪 府	29	5	34
大 阪 市	1	7	8
堺市	8	3	11
大阪国道事務所	48	22	70
合 計	86	37	123



事故危険箇所 (平成24~28年度)

第3次社会資本整備重点計画期間中に重点的に交通対策を実施すべき箇所として123箇所を選定 H25第1回推進連絡会議で承諾

○施策の目標

・ 平成 24 年 8 月に定めた社会資本整備重点計画において、「平成 28 年度末までに対策実施箇所における死傷事故件数について約 3 割抑止」の目標を掲げています。